厚生年金保険の被保険者	又は国会議員若しくは地方公共団体の議会の議員（前月以前から引き続き当該月の末日まで当該国会議員又は当該地方公共団体の議会の議員であるものに限る。）に会員であるときは、その月と第二号被保険者でいう。）が属する月	が属する月	総報酬月額相当額（同法	老齢厚生年金の額（附則第十八条第三項若しくは第五項又は第二十条第三項若しくは第五項又は第二十一条第三項若しくは第五項において準用する同法附則第十四条第一項第四号に定める金額を除く。）加給年金額を除く。）の全部	第一項ただし書
厚生年金保険の被保険者	である日（同法第二号厚生年金被保険者	総報酬月額相当額（改正後厚生年金保険法	当該退職年金の額のうちその算定の基礎となっている平均標準報酬額（当該退職年金の額の算定の基礎となった期間を基礎として政令で定めるところにより計算した額をいう。）に相当する額（当該退職年金の額の算定の基礎となった期間のうち平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法第二条の規定による改正前の国家公務員共済組合法（以下この項において「旧国共済法」という。）附則第十一条第一項及び第二十四年一元化法附則第三十七条第一項の規定により平成二十四年一元化法附則第九十七